

意見の内容と市の回答(案)

No.	提出月日	意見の内容(原文のまま転記)	市の回答(案)
1	5月5日	<p>マルシェ及びネーブルタウンの従業員の駐車はどうするのか？</p> <p>①1街区のK棟が5条側に出ている、少ない前面駐車場がさらに減っている上、街区としての前面後退がそろわず、きたない印象になる。</p> <p>②2街区の共同住宅居住者の駐車場は20世帯なら40台必要と思う。一般の客用駐車場は14台に過ぎず、マルシェ及び店舗用として不足、福祉施設と店舗利用者駐車場として中の空地を利用すべき。(15台程可能)</p> <p>③3街区のA棟は特に問題で、来客駐車場が1台しかなく不可能。</p> <p>④バス駐車場及び送迎の乗降スペース確保の為、南4丁目通と東4条通を一方通行とする。</p> <p>⑤敷地外の駐車場は、市の所有としない限り、転売の危険があり、台数を見込めない。(全国で同じ問題有り)</p>	<p>①平成22年7月の都市計画決定の際に、壁面線の後退までは規制していません。今回の都市計画変更において、検討の対象としておりませんので、規制の追加はしません。が、参考意見として事業者に伝えます。</p> <p>②事業の内容に関する事なので、都市計画決定の際に論議すべき事項になりませんが、一般的に、2台/世帯の駐車用地の確保までを求める必要はないと考えます。</p> <p>③事業の内容に関する事なので、都市計画決定の際に論議すべき事項になりませんが、A棟の駐車場は、3街区内で確保可能です。</p> <p>④事業の内容に関する事なので、都市計画決定の際に論議すべき事項になりませんが、参考意見として、事業者に伝えます。</p> <p>⑤事業区域内の駐車場は、市の所有となる部分も含め、今後検討することになります。</p>